

御存知ですか？労働法令の改正について

福島労働局雇用環境・均等室

1 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されました。

(施行：令和2年4月1日～ ※中小企業は、令和3年4月1日～)

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

2 職場におけるパワーハラスメント防止対策措置が事業主の義務となりました。

(施行：令和2年6月1日～ ※中小企業は、令和4年4月1日～)

職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しません。

3 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化となりました。

(施行：令和2年6月1日～)

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることがすでに義務付けられています。今回の改正により、①～③のとおり防止対策の強化が図られました。①事業主及び労働者の責務、②事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止、③自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力

4 改正女性活躍推進法が施行されます。

(施行：常時雇用する労働者数101人～300人の事業主は令和4年4月1日～)

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公開の義務の対象が、常時雇用する労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業所に拡大されます。

常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主は、施行日までに、一般行動計画の策定・届出及び情報公表のための準備を行ってください。

5 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります。

(施行：令和3年1月1日～)

育児や介護を行う労働者の子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるように、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになります。

お問合せ先 福島労働局雇用環境・均等室 (TEL 024-536-4609)

A 案

「パートタイム・有期雇用労働法が施行されました」

厚生労働省福島労働局からのお知らせ

令和2年4月1日よりパートタイム・有期雇用労働法が施行されました。(中小企業は令和3年4月1日より適用されます)

◆ 事業主・人事労務担当者等向けに、県内4会場で、関連法について説明会を開催します。

10月15日(木) ビッグパレットふくしま
10月29日(木) いわき新舞子ハイツ
11月12日(木) 福島県文化センター
11月25日(水) アピオスペース

※各会場とも 13時30分～16時

詳しくは、福島労働局ホームページ
(<http://fukushimaroudoukyoku.jstite.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先：福島労働局雇用環境・均等室

電話 024-536-4609

B 案

「パートタイム・有期雇用労働法が施行されました。」

厚生労働省福島労働局からのお知らせ

令和2年4月1日よりパートタイム・有期雇用労働法が施行されました。(中小企業は令和3年4月1日より適用されます)

◆ 事業主・人事労務担当者等向け説明会を県内4会場で開催。

詳しくは、福島労働局ホームページ
(<http://fukushimaroudoukyoku.jstite.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先：福島労働局雇用環境・均等室

電話 024-536-4609

C 案

「パートタイム・有期雇用労働法が施行されました。」

事業主・人事労務担当者等向け説明会を県内4会場で開催します。

詳しくは厚生労働省福島労働局ホームページ

(<http://fukushimaroudoukyoku.jstite.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先：

福島労働局雇用環境・均等室

電話 024-536-4609